

小規模貯水槽水道 の適正な管理を！

受水槽・高置水槽の清掃を忘れずに！

【水道部の担当者】

小規模貯水槽水道は、1年以内ごとに1回の受水槽・高置水槽の清掃が必要です。また、不十分な管理が原因で、大きな事故を引き起こすこともあるので、気を付けてくださいね！

【小規模貯水槽水道の設置者】

水道は、毎日の生活に欠かせません。だから、日頃の点検や管理には十分に注意をしています。もちろん定期検査の受検と、1年以内ごとに1回の受水槽・高置水槽の清掃は、必ず実施していますよ。

小規模貯水槽水道(ビル・マンション等に設置されている受水槽の有効容量が 10m^3 以下のもの)は、設置者が自らの責任で、条例の規定に基づき、適正な管理を行わなければなりません。

ご存知ですか？ 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道とは、茨木市水道部からの水を受水槽に受け給水する方式(受水槽式給水)のうち「受水槽の有効容量*が 10m^3 以下のもの」をいいます。

ただし、水道法第3条第6項で規定されている専用水道に該当しているものや、消火用、工業用等に利用されるものであって、まったく飲用されないものは除きます。

*有効容量 受水槽のボールタップ、電極等により設定された適正に利用できる容量であり、総容量とは異なります。

なお、受水槽の有効容量が 10m^3 を超える施設は、簡易専用水道として、水道法に基づき、「簡易専用水道施行基準」により、管理基準等を定めています。詳しくは、環境保全課のホームページをご覧ください。

給水方式

主な給水方式には、直結式給水と受水槽式給水の2通りがあります。

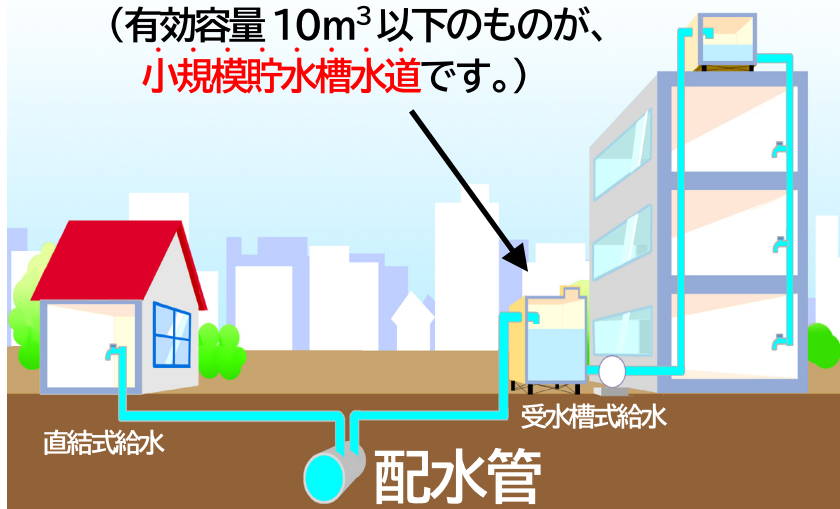
直結式給水

市町村水道からの水が、配水管から蛇口まで切れ目なくつながったパイプで給水されている方式で、2階建てまでの建物では、通常この方式が使われています。

現在は、3階建て以上への直接給水も実施されています。

受水槽

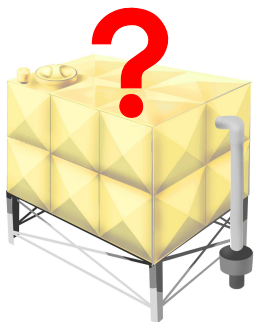
(有効容量 10m^3 以下のものが、**小規模貯水槽水道**です。)



受水槽式給水 (小規模貯水槽水道)

3階建て以上のビル、マンション等の建物で、水道部からの水を一旦受水槽に受け、ポンプで屋上の高置水槽へ送って給水する方式です。また、高置水槽を設けず受水槽からポンプで直接建物へ給水する方式もあります。

小規模貯水槽水道の管理は、誰が？



小規模貯水槽水道の管理は、設置者が自らの責任で行わなければなりません。

小規模貯水槽水道のような受水槽式給水では、受水槽以降の給水施設及びこれらの施設から供給される水の水質は、小規模貯水槽水道(受水槽)の設置者が管理する必要があります。

例えば、分譲マンションの場合は、小規模貯水槽水道(受水槽)の設置者である管理組合等が、賃貸マンションであればマンションの所有者である家主等が、小規模貯水槽水道(受水槽)の管理をしなければなりません。

なお直結式給水の場合は、給水管並びにこれと直結している給水器具によって、給水される水までが、水道事業者(茨木市水道部)の責任範囲となります。

管理が悪いと大変なことに！

- 小規模貯水槽水道の設置者は、水質汚染事故が起こらないよう、日頃から受水槽、高置水槽の点検を定期的に行ってください。
- 受水槽には、その構造から**地上式**と**地下式**の2種類があります。**地下式**受水槽では破損していても外観からわかりにくいいため、特に注意が必要です。

通気笠の固定は？

通気笠の脱落や防虫網が破損していると、雨水、昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

マンホールのふたの施錠は？

安全のため、みだりにマンホールのふたを開けることができないよう、必ず施錠してください。

マンホールの防水パッキンは？

パッキンが外れていると隙間から雨水や昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

地上式 受水槽

受水槽等の周囲は清潔ですか？

漏水等、異常が発生したとき、すぐに発見できるように受水槽、高置水槽の周囲は、日頃より清潔にしてください。

オーバーフロー管の防虫網は？

防虫網が破損していると昆虫等が受水槽等の中に入ることがあります。

受水槽、高置水槽の掃除は？

受水槽等に貯まった、さび等の堆積物は、飲料水を汚す原因になります。

受水槽等の上部は清潔に！

受水槽等の上部には水を汚す恐れのある薬品等をおいてはいけません。

地下式 受水槽

受水槽の隣に汚水槽！

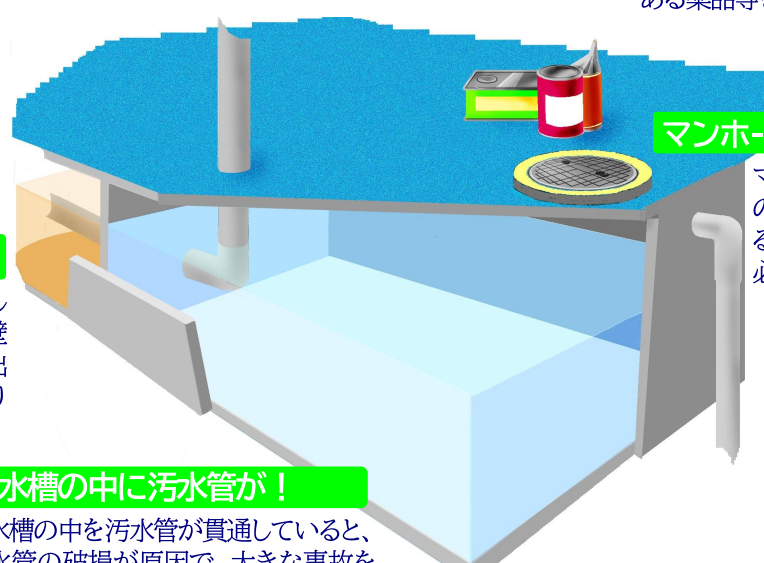
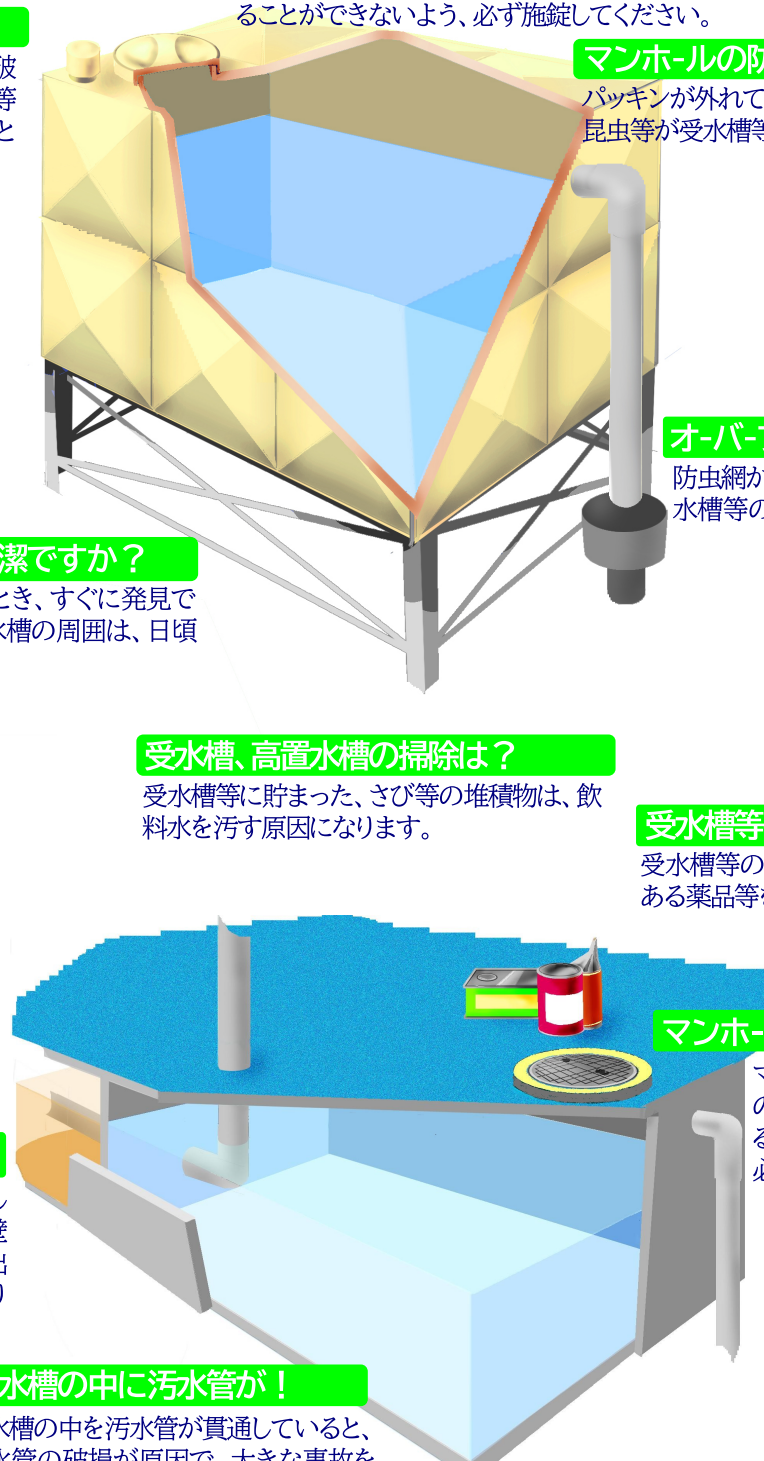
万一、受水槽と汚水槽が隣接していると、気づかぬうちに壁のひび割れから汚水が染み出て飲料水を汚染することがあります。

マンホール枠の立ち上げは？

マンホール枠は、受水槽上部のたまり水が、受水槽内に入ることを防ぐため、立ち上げが必要です。

受水槽の中に汚水管が！

受水槽の中を汚水管が貫通していると、汚水管の破損が原因で、大きな事故を起こすことがあります。槽内の不用管は撤去してください。



適正な管理のために、守らなければならないこと

● 小規模貯水槽水道の管理基準

小規模貯水槽水道の設置者は、使用者が安心して利用できる水を供給するため、つぎの管理基準に従って管理をしなければなりません。

管 理 項 目	管 理 内 容	根拠法令
● 水槽の掃除 受水槽、高置水槽等の水槽の掃除を少なくとも年1回定期的に行うこと	水槽の掃除は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、知事に登録している建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼して実施するようにしましょう。詳しくは、大阪府ホームページをご覧ください。	茨木市水道事業給水条例 第35条第2項 茨木市水道事業給水条例 施行規程第9条の2
● 施設の点検等 水槽その他の施設の状況を点検し、有害物や汚水等による水の汚染防止措置を講じること	施設の不備により供給する水が汚染されることのないよう施設の定期点検を励行し、不備な点を発見した場合は、速やかに改善してください。	
● 水質検査 給水栓水(蛇口から出る水)の色、濁り、臭い、味等に異常を認めたときには、必要な項目に関する水質検査を行うこと	異常を認めたときは、茨木市水道部に連絡し指導を受けてください。	
● 給水停止及び関係者への周知 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止するとともに、その水の使用が危険である旨を関係者に通報すること	通報する関係者は、供給する水を利用している者、茨木市水道部、及び茨木保健所等です。	

■ 登録検査機関による定期検査の受検(茨木市水道事業給水条例第35条第2項)

小規模貯水槽水道の設置者は、国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関に依頼して、定期検査を受けるよう努めなければなりません。なお、検査には手数料が必要です。

登録検査機関は、施設の外観検査、給水栓における水質検査及び書類検査を行い、設置者に検査済証と検査報告書を交付し、検査の結果、不適合事項があれば、その改善について助言します。

また、検査結果の不適合事項については、茨木市水道部へ報告を行い、指導を受けてください。(登録検査機関に報告を依頼することもできます。)



登録検査機関一覧は最後のページをご覧ください。



水質異常や事故が発生したら、すみやかに茨木市水道部へ連絡を！

- 給水の異常により水質検査を実施した場合
- 水質汚染事故発生等による給水停止を行った場合
- その他水道に関する事故が発生した場合

小規模貯水槽水道の計画的調査・指導をしています

茨木市水道部では、小規模貯水槽水道をご利用の方にも安心して水道をご利用いただけるように、茨木市水道事業給水条例に基づいて、小規模貯水槽水道の管理状況に関する調査・指導を計画的に行っています。

- 1.対象施設 茨木市内のあるすべての小規模貯水槽水道
- 2.実施方法 水道部から設置者の皆さまに調査の日時を調整するため連絡を差し上げ、設置者の立会いのもとで調査を実施します。
- 3.調査項目 ①受水槽・高置水槽の設備と衛生の状況
②簡易水質検査(臭気・味・色度・濁度・残留塩素濃度)
- 4.調査結果 調査結果に基づいて改善が必要な場合、内容とその方法について説明します。
- 5.そ の 他 *調査は**無料**です。
*水道部で委託する会社にて調査を行う場合があります。
*簡易水質検査は、建物の利用者の方の蛇口で採水する場合があります。
- 6.点検に際し ①受水槽のカギをご用意ください。
②特殊なマンホールの場合、開閉器をご用意ください。

書類の整理保存をお願いします！

適正な管理を行うために、受水槽・高置水槽の清掃の記録及び定期検査や水道部の調査に関する帳簿書類は、日頃より整理保存しておいてください。書類の保存期間は、管理記録等を3年間保存してください。

◇ 登録検査機関(参考)

◆水道法第34条の2第2項に規定する登録検査機関

(大阪府域を検査区域とする機関 R8.4.17 現在)

登録 番号	氏名又は名称	電話番号	住 所
17	(一社)関西環境開発センター	(06)6836-7651	大阪府吹田市江の木町17番1号
19	(一財)関西環境管理技術センター	(06)6583-3262	大阪府大阪市西区川口二丁目9番10号
20	(一財)大阪防疫協会	(06)6725-1811	大阪府東大阪市下小阪四丁目12番10号
60	(一社)京都微生物研究所	(075)593-1441	京都府京都市山科区川田御出町3番地の4
92	日本水処理工業(株)	(06)6363-6330	大阪府大阪市北区菅原町8番14号
102	奈良アクア・ラボ(株)	(0742)31-2376	奈良県奈良市帝塚山五丁目3番36号
106	日東化学工業(株)	(093)451-2711	福岡県北九州市小倉南区徳吉東四丁目9番1号
107	(株)MIZUKEN	(072)224-3532	大阪府堺市堺区神南辺町一丁4番地6
114	(株)大阪水道総合サービス	(06)6633-1100	大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号
123	エスク(株)	(072)871-1065	大阪府大東市三箇四丁目18番18号
128	(株)日吉	(0748)32-5111	滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
130	(株)ケイ・エス分析センター	(0721)20-5611	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号
138	(株)近畿環境衛生センター	(0742)63-5288	奈良県奈良市東九条町748番地の1
142	日本メンテナンスエンジニアリング(株)	(06)6355-3000	大阪府大阪市北区同心一丁目7番14号
145	関西環境科学(株)	(079)228-1941	兵庫県姫路市飾西66番地3
148	(株)総合保健センター	(0574)63-7703	岐阜県可児市川合136番地8
153	(株)駿河環境検査センター	(054)260-6628	静岡県静岡市駿河区中島960番地の1
159	(株)HER	(0790)49-3220	兵庫県加西市綱引町2001番地39
165	日本生活サービス	(0748)86-5099	滋賀県甲賀市甲南町宝木7番地2
170	日化メンテナンス(株)	(03)5839-2528	東京都千代田区東神田二丁目5番12号
172	(株)ネクストエコシステムズ	(093)383-2990	福岡県北九州市小倉南区北方三丁目59番13号

◆ 連絡先 ◆

〒567-0885

茨木市東中条町2番13号

茨木市水道部 工務課 計画管理係

☎ (072)622-8121 (代表) 内線 355・356

FAX (072)623-1918

E-mail suidokomu@city.ibaraki.lg.jp